

# これまでのサブスペシャリティ領域専門研修 制度についての議論

- 平成25年度にまとめられた「専門医の在り方に関する検討会報告書」においては、基本領域の専門医を取得した上でサブスペシャリティ領域の専門医を取得する二段階制を基本とすることとされた。
- 一方、既に平成29年度に日本専門医機構は、内科、外科、および放射線科から細分化されるサブスペシャリティ領域に関して一部認定しており、平成30年度から研修を開始した専攻医は平成31年度以降、連動研修としてサブスペシャリティ領域の研修を受けることが認められている。

# 日本専門医機構で既に認定されているサブスペシャリティ領域と連動研修

一部のサブスペシャリティ領域の研修は、基本領域の研修期間中から一部連動研修ができることとされているため、平成30年度より基本領域研修が開始するにあたり、既に下記のサブスペシャリティ領域は先行して認定されており、平成31年度より連動研修が開始予定である。しかし、現在、連動研修とそのサブスペシャリティ領域の登録状況等は専門医機構ではなく、各学会によって行われている。

## 内科領域

消化器病、循環器、呼吸器、血液、内分泌代謝、糖尿病、腎臓、肝臓、アレルギー、感染症、老年病、神経内科、リウマチ、消化器内視鏡、がん薬物療法

## 外科領域

消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺、内分泌外科

## 放射線領域

放射線治療、放射線診断

<通常>  
3年

内科

3年

循環器

<連動研修(イメージ)>  
3年

内科

1年

連動研修

循環器

# 日本専門医機構が認定すべきサブスペシャリティ領域について

日本専門医機構が認定するサブスペシャリティの専門領域については、地域医療提供体制の確保と今後その専門性の広告を可能にすることも検討する観点から、専門研修部会においても認定する領域のあり方について議論する必要があるのではないか。

(基本的な考え方(案))

地域医療の維持に直結する領域や、国民が専門家を把握する必要性が高い領域については、日本専門医機構が認定を行い、一定の専門医の質の担保と特に必要な領域に関しては対策も講ずるべきではないか。特に以下の領域について該当する領域を特定して認定するのはどうか。

□ 日常診療を担い、医療需要が高く、偏在対策が講じられるべき領域(A)

具体的な考え方: 地方の総合病院など二次医療において一般的に標榜されている診療科を担う領域等

□ 専門性が高く集約化が進むものの、単独の領域として一定の患者数が見込まれる領域(B)

具体的な考え方: 集約化することで成績が向上することが明らかで、特定機能病院などに既に集約化が進んでいる領域等

□ 特殊性が高く、研修を行える施設が限られる領域(C)

具体的な考え方: 特殊性が高く、国民が専門性が高い医師を探索することが多い領域。一部の特定機能病院にしか存在しない領域等

- 現在、日本専門医機構は認定すべきサブスペシャルティ領域の専門領域の基準を検討している。
- これまで二段階制を基本としていたが、より専門性が高い領域もあり、三段目に相当する領域も存在するとの意見もある。

## サブスペシャルティ領域

二次医療において主要な領域

集約化が進んでいる領域

希少性が高い領域

その他

(サブスペシャルティ領域の分類について現在専門医機構で議論中、上記は分類案の例)

## 基本領域 (19 領域)

内科	小児科	皮膚科	精神科	外科	整形外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	脳神経外科	放射線科	麻酔科	病理	臨床検査	救急科	形成外科	リハビリテーション科	総合診療
----	-----	-----	-----	----	------	------	----	-------	------	-------	------	-----	----	------	-----	------	------------	------

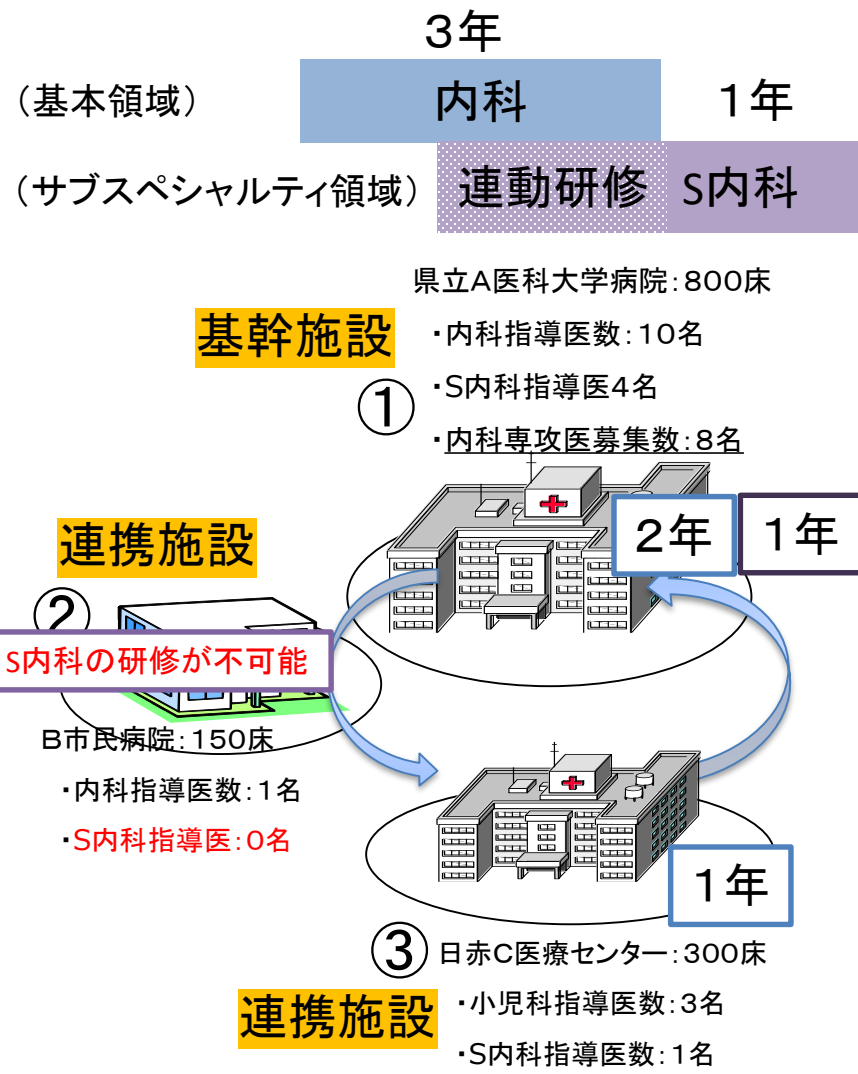
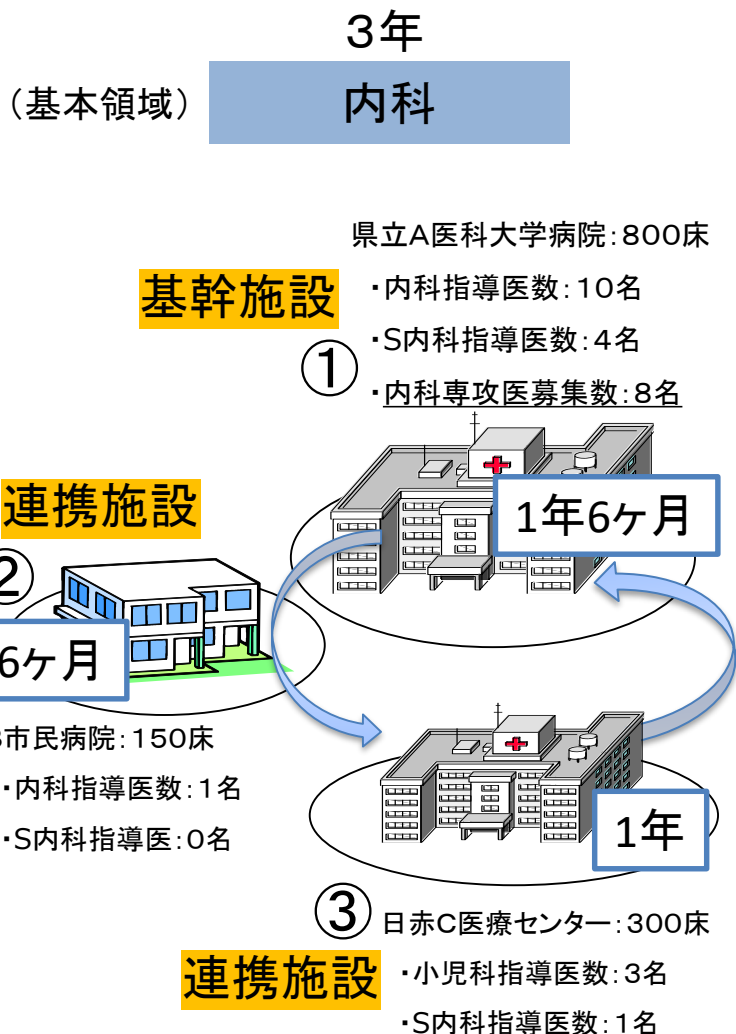
\* 1: サブスペシャルティ領域の分類については検討中

\* 2: 日本専門医機構がサブスペシャルティ領域として事前調査を行っているのは、94学会

# サブスペシャリティ領域の連動研修開始に伴う地域医療提供体制への影響(イメージ)

## ＜これまでの研修イメージ＞

## ＜連動研修導入された場合のイメージ＞



連動研修が導入されることで、サブスペシャリティ領域において指導医がいない連携施設などで専攻医が研修できなくなる、あるいはしなくなる事等が予想される。

# これまでの専門研修部会におけるサブスペシャリティについての主なご意見

## 1. 認定するサブスペシャリティ領域について

- 国民目線で見えてわかりやすいという当初の理念が達成するには、そもそも機構が認定するサブスペシャリティ領域の専門医とは何なのか、どういう基準でサブスペシャリティ領域を認定するか、という議論をしっかりとした上で進めないとならないのではないかと
- サブスペシャリティ領域の専門医は、基本領域における一般的な診療ができた上で、より専門的な診療を行う事ができるという理解で進めるべきではないかと
- 現状のサブスペシャリティに関する日本専門医機構の認定基準は、国民の理解が得られるまでの整理ができていないのではないかと
- 公正で中立的な第三者である日本専門医機構の認定するサブスペシャリティ領域は、国民が理解できる基準に基づいてきちんと精査をされた上で整理される必要があるのではないかと
- 技術認定制度と専門医は切り分けるべきであり、学問領域をどのように整理するかは学会が独自に取り組む事ではないかと
- 広告との関連を考える際には、国民から見て区別がつくかどうかという点から細分化すべきではないのではないかと

## 2. 連動研修について

- 連動研修を実施する場合には、基本領域についてはジェネラルに診療ができる事が担保できる体制とするべきではないかと
- 連動研修は基本領域の期間中のローテーションに影響を与える可能性があるため、基本領域における偏在対策を無効にしないような運用を行うべき
- 連動研修を始めなければならないために、サブスペシャリティ領域を整備しなければならないというのは本末転倒である

## 3. 医療提供体制にかかわること

- 各疾患をどの専門医が診療するのか（サブスペ領域専門医が診療すべきなのか）を決める必要がある
- 患者数に対して、専門医がどの程度必要なのかという基準を作る必要がある
- 基本領域の診察をジェネラルに行う医師が一定数必要であることから、サブスペシャリティ領域を認定するにあたっては、適切な必要数が計算可能であるような領域とするべきではないかと

## 事務局対応案

- 医師法に基づく、厚生労働大臣と都道府県に意見を聴くためのサブスペシャリティ領域研修に意見するための情報(整備指針、各領域認定の研修施設、期間等)が不十分であり、サブスペシャリティ領域そのものの在り方についても慎重かつ十分な議論が必要であるため、平成31年4月からの専門医機構認定の連動研修は開始を見送るべきではないか。
- 連動研修においては、サブスペシャリティ領域の研修が基本領域の研修を脅かす可能性があると考えられるため、基本領域の研修を担保した連動研修の在り方について、検討・検証を要請してはどうか。
- 今後、専門研修部会においてもサブスペシャリティ領域を含めた専門研修の在り方の見直しについて検討していくこととしてはどうか。

 平成30年度第5回医師専門研修部会において、原案通りに審議会として結論

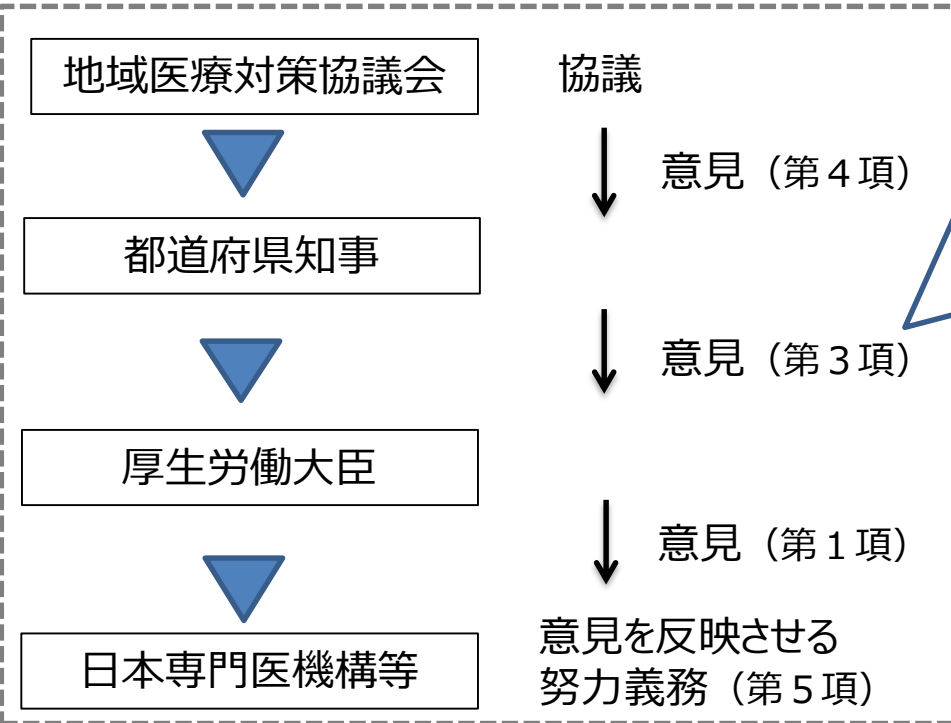


# サブスペシャリティ領域の研修制度整備に関する論点

- 日本専門医機構の認定するサブスペシャリティ領域の考え方について
  - ➡ 専門医制度整備指針の改訂及びサブスペシャリティ領域専門研修細則(案)について(資料2)において議論
- 具体的に認定するサブスペシャリティ領域について
  - ➡ 日本専門医機構作成レビューシート(資料3,4)を踏まえ議論

# 参考

## 医師法 16条の8



医師法第16条の8 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

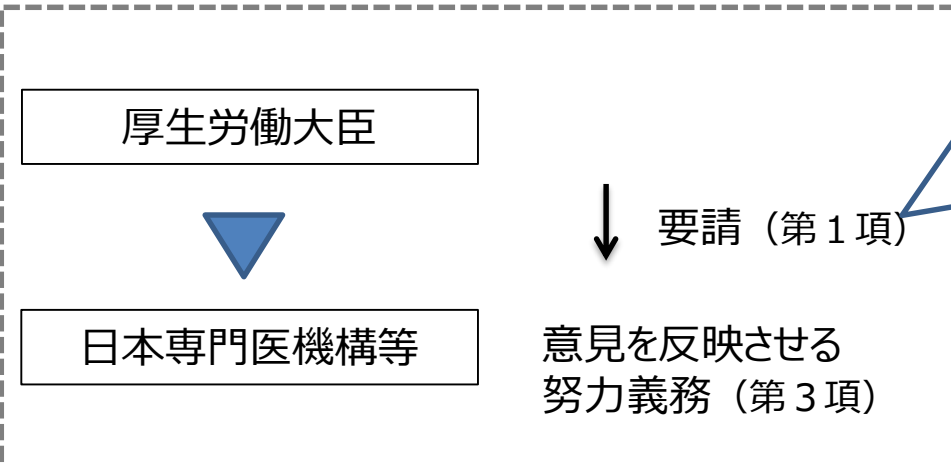
2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

## 医師法 16条の9



医師法第16条の9 厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができる。

2 (略)

3 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じるよう努めなければならない。